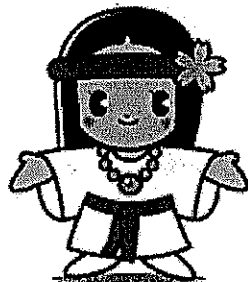


平成29年度

桜井市議会

議 会 報 告 会



日時 平成29年11月18日(土)午後2時から

場所 桜井市役所 2階 大会議室

議会報告会 次第

開会のあいさつ

◎ 第一部 議会報告

I. 桜井市議会の概要 P. 3 ~ P. 8

II. 9月定例会に提出された議案等について・・・P. 9 ~ P. 11

1 総務委員会の審議 P. 12 ~P. 13

1 産業建設委員会の審議 P. 14 ~ P. 17

2 決算特別委員会の審議 P. 18 ~ P. 25

III. 議会運営委員会・新庁舎建設特別委員会の取り組みについて

IV. 質疑応答

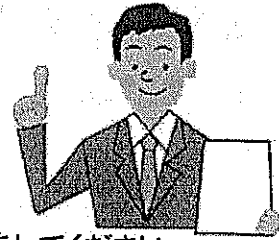
◎ 第二部 意見交換(テーマについて)

I. 健康づくりについて

II. まちづくりについて

閉会のあいさつ

【議会報告会へ参加された皆さんへ】



① 質疑応答・意見交換では

- ・ 発言を希望される方は、司会者の指名を受けてから発言をしてください。
その際、お住まい・お名前をおっしゃってから、発言をお願いします。
- ・ 多くの方に発言していただくため、発言は一人2分以内で2回までとさせていただきます。ご協力をおねがいたします。
- ・ 議会報告会は、議会全体の意見交換の場と位置づけ、議員個人への発言はご遠慮ください。

② アンケート用紙への記入をお願いします。

③ 議会報告会の模様をホームページ等に公開しますので、後方より写真撮影を行います。

④ 会場の秩序を乱したり、会議の進行を妨げる行為はしないでください。

ようこそ！
桜井市議会

議 会 報 告 会

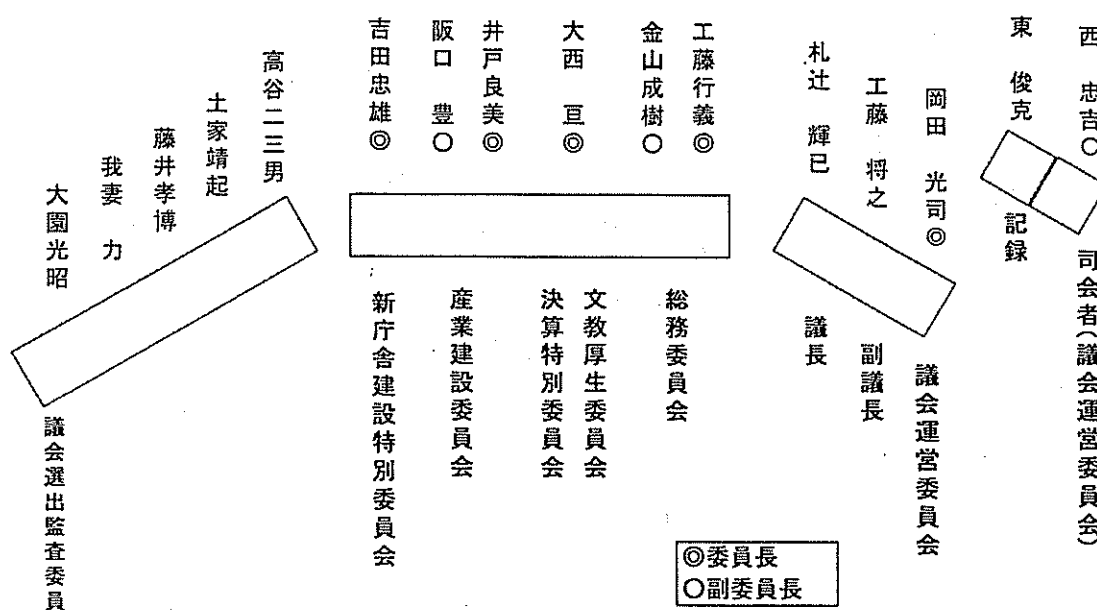
桜井市議会は、平成26年4月に制定しました「議会基本条例」に基づき、市民の皆様には議会を身近に感じていただき、議会活動を知っていただくため、「議会報告会」を開催いたします。

市議会は、市民の投票により選ばれた議員をもって構成されています。

市議会議員を選挙する資格(選挙権)は、日本国民で、市内に3か月以上の住所を有する住民です。また、選挙権を有する満25歳以上の方は、市議会議員に立候補できる資格(被選挙権)があります。

現在、桜井市議会の議員定数は、条例で16人となっています。

座 席 表



参加皆様の席

定例会と臨時会

議会は、地方公共団体の意思を決定するための機関です。

議会は、定期的に招集される「定例会」があり、通例として3月、6月、9月、12月の年4回開会されます。「臨時会」は、特に緊急な事案が生じた場合など、必要に応じて開かれます。

本 会 議

招集された日に議員定数の半数以上の議員が出席していたとき、議長の宣告により開会されます。会議は、議場において議長がその日の議事日程に従い進行し、市議会に提出された議案に対し、最終的に議会としての意思決定を行います。

議 会 の 権 限

議会には、法律に基づき多くの権限が与えられており、市政の重要な事項を審議する大切な役割を担っています。主な権限は、次のようなものがあります。

★ 議決権

議会の権限の中心となるもので、「条例の制定・改正・廃止」、「予算の決定」、「決算の認定」、「市税等の賦課徴収」、「条例で定める契約の締結」、など市の重要な事項について議決します。

★ 選挙権、同意権

議長及び副議長を選出する選挙や選挙管理委員などを決定する選挙を行います。

また、副市長や教育委員会の委員、監査委員などといった市の重要な職に就く人を選任する際に、議会の同意が必要です。

★ 検査権、監査請求権、調査権

市の事務について、適正に行われているかを監視するため、書類を検査したり、監査委員に監査を請求することができます。

また、一般的に「100条調査権」と呼ばれていますが、地方自治法第100条に基づき、市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。

★ 意見書

公益に関することについて、市議会の意志を決定し、国・県などに提出します。

★ 決議

政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。

委員会

議会の組織のうち、多種多様な案件を能率的、専門的に審議するために常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を設置することができます。

現在、常任委員会には、「総務」、「文教厚生」及び「産業建設」の各委員会があります。特別委員会としては、当初予算を審議する予算特別委員会が3月市議会で設置され、決算を審議する決算特別委員会が9月市議会で設置されます。その他に特定の問題に関し審査や調査研究を行うために必要に応じて設置されます。現在は、新庁舎建設特別委員会が設置されています。

また、議会運営委員会は、議会の運営を円滑に行うために設置されています。

★ 地方自治法並びに議会委員会条例に基づき設置されている委員会

委員会名	委員数	所管事項
総務委員会	11人	市長公室, 危機管理監, 総務部, 選挙管理委員会, 監査委員事務局及び出納課の所管に属する事項
文教厚生委員会	10人	福祉保険, すこやか暮らし部, 環境部及び教育委員会の所管に属する事項
産業建設委員会	10人	農業委員会, 都市建設部, まちづくり部及び上下水道部の所管に属する事項
議会運営委員会	8人	定例会及び臨時会の会期, 議案等の取扱い, その他議会の運営に関する事項, 会議規則, 委員会条例等に関する事項, 議長の諮問に関する事項などについて調査し, 議案等を審査する
新庁舎建設特別委員会	全議員	新庁舎建設に関する調査・検討を行う

★ その他設置されている委員会等

議会広報委員会	6人	議会だよりの発行や議会ホームページの更新及びその他広報広聴に関することについて協議するために設置。議会だよりは年4回広報「わかざくら」の3, 6, 9, 12月号に掲載
全体協議会	全議員	次の事項などについて協議又は調整するために設置されています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に係る重要な課題や災害等に関する事項 ・ 理事者側の申し入れにより協議する事項 ・ 議会の運営に係る重要な事項など

桜井市議会役員一覧

議 長	札辻輝巳	副議長	工藤将之	議会選出 監査委員	大園光昭
-----	------	-----	------	--------------	------

★ 常任委員会

名 称	委 員 長	副委員長	委 員		
総務委員会	工藤行義	金山成樹	井戸良美	大西 亘	我妻 力
			西 忠吉	藤井孝博	岡田光司
			東 俊克	札辻輝巳	高谷二三男
文教厚生委員会	大西 亘	吉田忠雄	大園光昭	金山成樹	工藤将之
			阪口 豊	我妻 力	藤井孝博
			岡田光司	土家靖起	
産業建設委員会	井戸良美	阪口 豊	大園光昭	工藤将之	西 忠吉
			吉田忠雄	土家靖起	東 俊克
			工藤行義	高谷二三男	

新庁舎建設特別委員会	吉田忠雄	大園光昭	正副委員長を除く議員全員
------------	------	------	--------------

議会運営委員会	岡田光司	西 忠吉	井戸良美	大西 亘	阪口 豊
			吉田忠雄	東 俊克	工藤行義
議会広報委員会	金山成樹	吉田忠雄	大園光昭	大西 亘	工藤将之
			阪口 豊		

★ その他の委員等

桜井宇陀広域連合議会議員	大園光昭	金山成樹	井戸良美
	大西 亘	西 忠吉	岡田光司
	東 俊克		
奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員	札辻輝巳		
桜井市青少年問題協議会委員	大園光昭	井戸良美	岡田光司
	工藤行義		
桜井市都市計画審議会委員	札辻輝巳	工藤将之	工藤行義
	大西 亘	井戸良美	
環境審議会委員	札辻輝巳		
国民健康保険運営協議会委員	大西 亘		

請 願・陳 情

市民の皆さまの意見や要望を伝える方法として、請願や陳情を市議会に提出することができます。

★ 請 願

提出された請願書は、所管する委員会で審査され、本会議で採決されます。採決されたものは、市長や関係機関にその実現を要望します。

請願を提出する場合は、紹介議員の署名、押印を受けてください。

★ 陳 情

提出された陳情書は、本会議で議員全員に写しの配付を行い報告をします。

陳情には、市議会議員の紹介は必要ありません。

傍 聴

市民の代表が議会で審議しているところを、秘密会を除き一般に公開できる傍聴制度があります。一度傍聴されてみませんか。

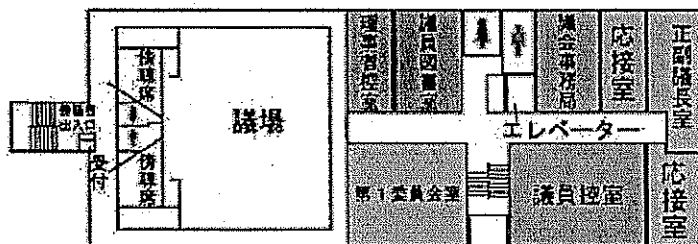
議会の傍聴席は50席あります。傍聴を希望される方は、市役所4階の傍聴席入口前で、住所、氏名、年齢を記入していただき傍聴席にお入りください。

なお、傍聴席では、議場の秩序を乱したり、会議の妨害となる行為は禁止されております。

★ 傍 聴 人 の 心 得

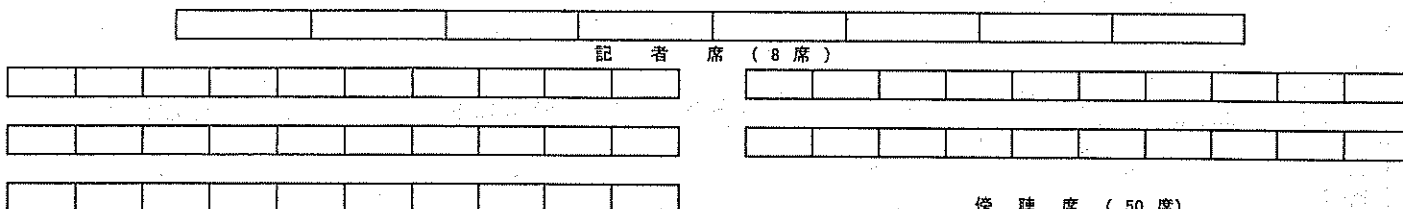
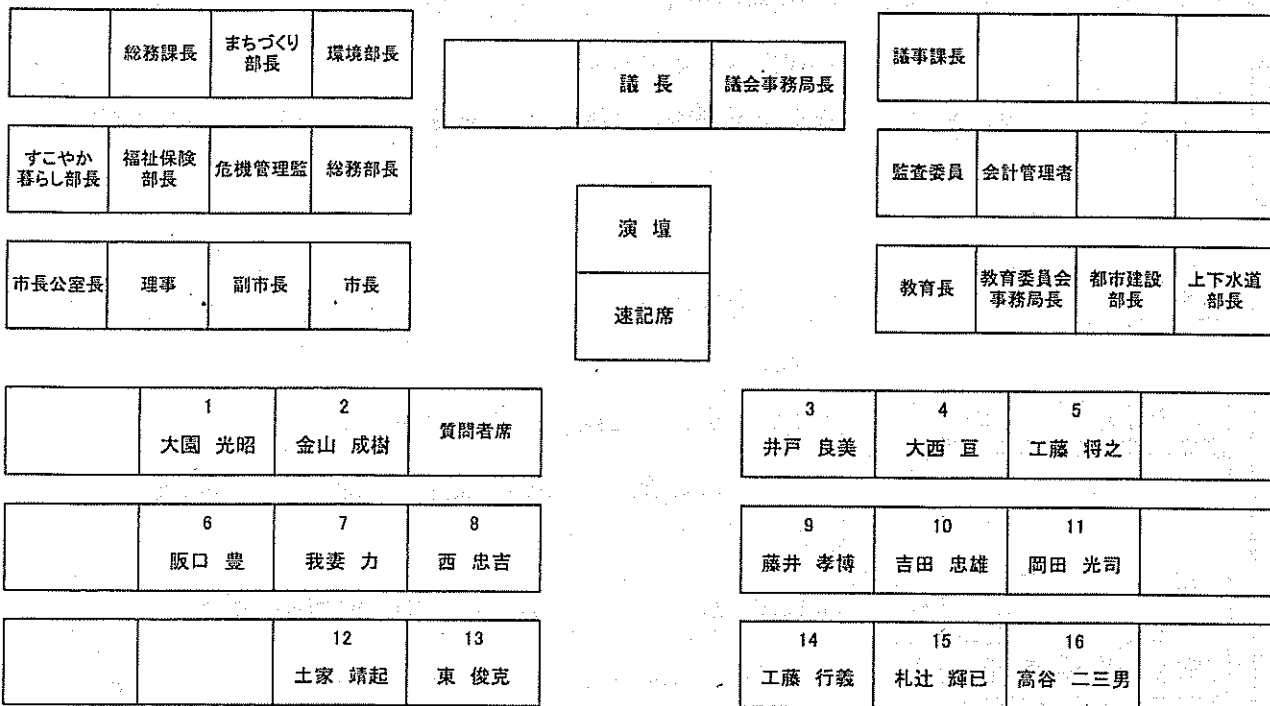
- ・帽子、首巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはその限りでない。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- ・静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- ・その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をしないこと。
- ・写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。特に議長の許可した者は、この限りでない。

4F



桜井市ホームページ ⇒ 組織から探す ⇒ 議会事務局 をクリックするとご覧になれます。
【ホームページアドレス】 <http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/gikaijimukyoku/index.html>

議場の配置図



*平成28年9月議会から、本会議の映像をインターネットにより配信しています。桜井市議会のホームページからご覧ください。検索についてはこの資料の最終ページに記載しています。

傍聴されてみませんか。

手続きは、本会議当日、
受付で住所・氏名・年齢を
記入してから議場にお入りください



定例会の流れ

招集告示

議案の説明

定例会に提出される予定の議案の内容について、理事者側より説明を受けます。

議会運営委員会

委員会を開催し、議案及び議会の日程並びに議会の運営等について協議します。

本会議

開 会

議長が開会を宣告し、市長から招集の挨拶があり、会期の決定を行います。

提出議案の理由説明

市長が、提出した議案について説明します。

一 般 質 問

議員が、市政全般について質問し、理事者から回答を受けます。

議 案 審 議

議員が、提出されている議案に対し質疑をします。

議案の委員会付託

議案をさらに詳しく審査するため、各常任委員会等に議案を付託します。

常任委員会等

付託議案の審査

付託された議案を、所管する常任委員会等において審査します。

委員の質疑、討論を終結した後、採決を行い、委員会としての賛否を決定します。

本会議

委員長報告、質疑

常任委員会等の審査結果を委員長が報告します。

その後、委員長の報告に対する質疑が行われます。

議 案 審 議

議員から議案に対する反対又は賛成の意見があれば述べます。

その後、議会としての議案に対する賛否を決定します。

閉 会

市長から閉会にあたり挨拶があり、議長が閉会を宣告します。

※ 「開会」から「閉会」までを「会期」と言います。

平成29年第3回(9月)定例会に提出された議案

議案等の名称	内容	付託状況	結果	
報第15号	専決処分の報告、承認を求めることについて	—	承認	
報第16号	平成28年度桜井市用品調達基金、土地開発基金、水洗便所改造資金貸付基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況を示す書類の提出について	—	提出	
報第17号	平成28年度決算に基づく桜井市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	報告	
報第18号	平成27年度桜井市簡易水道事業特別会計継続費清算の報告について	—	報告	
議案第37号	平成28年度桜井市水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について	—	可決 (賛成 全員)	
議案第38号	平成29年度桜井市一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれの科目で4,716万円の追加補正を行い、予算総額244億8,601万4千円となる補正 総務委員会に付託	可決及び 認定 (賛成 全員)	
議案第39号	平成29年度桜井市介護保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれの科目で1億5,075万8千円の追加補正を行い、予算総額59億5,307万1千円となる補正	—	可決 (賛成 全員)
議案第40号	卑弥呼の里・桜井ふるさと基金条例の一部改正について	ふるさと寄附金により実施する事業に、「まちづくりに関する事業」を追加する一部改正	—	可決 (賛成 全員)
議案第41号	桜井市放課後児童健全育成施設設置条例及び桜井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	新たな学童保育所として、「桜井学童保育所」を追加する等の一部改正	—	可決 (賛成 全員)
議案第42号	桜井市立ふれあいセンター条例の一部改正について	桜井北ふれあいセンターと桜井北ふれあいセンター分館の位置を変更するための一部改正	—	可決 (賛成 全員)
議案第43号	桜井市営住宅条例の一部改正について	公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正により、当該法施行令及び法施行規則を引用している部分の条ずれに対応するための一部改正	—	可決 (賛成 全員)
議案第44号 ～第50号	市道路線の認定について	道路法第8条第1項の規定に基づき、開発行為等に伴い市に寄付された道路等を市道として認定する。 産業建設委員会に付託	—	可決 (賛成 全員)

平成29年第3回(9月)定例会に提出された議案

議案等の名称	内容	付託状況	結果
議案第51号	財産の取得について	条例に基づく議会の議決に付すべき財産の取得(学校給食用食器の取得について)	— 可決 (賛成 全員)
議案第52号	工事請負契約の締結について	条例に基づく議会の議決に付すべき契約(旧焼却施設等の解体工事について)	産業建設 委員会に 付託 可決 (賛成 全員)
議案第53号	公の施設の指定管理者の指定について	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、桜井学童保育所の指定管理者を指定する	— 可決 (賛成 全員)
認第1号	平成28年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額236億3,549万8,657円、歳出決算額229億9,232万8,450円で、差し引き実質収支で6億4,317万207円の黒字となった決算の認定	決算特別 委員会に 付託 認定 (賛成 多数)
認第2号	平成28年度桜井市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額18億4,425万4,764円、歳出決算額18億4,393万7,044円で、翌年度へ繰り越す額31万7,720円を差し引き実質収支0円となった決算の認定	決算特別 委員会に 付託 認定 (賛成 全員)
認第3号	平成28年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額3,114万6,403円、歳出決算額8,293万98円で、差し引き5,178万3,695円の歳入不足を平成29年度歳入より繰上充用金で補填する決算の認定	決算特別 委員会に 付託 認定 (賛成 全員)
認第4号	平成28年度桜井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額78億4,973万3,156円、歳出決算額76億7,403万2,587円で、差し引き1億7,570万569円の黒字となった決算の認定	決算特別 委員会に 付託 認定 (賛成 全員)
認第5号	平成28年度桜井市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額4,717万3,890円、歳出決算額1億6,792万5,450円で、差し引き1億2,075万1,560円の歳入不足を平成29年度歳入より繰上充用金で補填する決算の認定	決算特別 委員会に 付託 認定 (賛成 全員)
認第6号	平成28年度桜井市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額4億1,480万708円、歳出決算額3億6,742万2,524円で、差し引き4,737万8,184円の黒字となった決算の認定	決算特別 委員会に 付託 認定 (賛成 全員)
認第7号	平成28年度桜井市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額50億5,798万4,246円、歳出決算額49億597万1,021円で、翌年度へ繰り越す額145万8千円を差し引き、実質収支1億5,055万5,225円の黒字となった決算の認定	決算特別 委員会に 付託 認定 (賛成 全員)

平成29年第3回(9月)定例会に提出された議案

議案等の名称	内容	付託状況	結果	
認第8号	平成28年度桜井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額6億9,275万6,706円、歳出決算額6億9200万6,806円で、差し引き74万9,900円の黒字となった決算の認定	決算特別委員会に付託	認定(賛成全員)
選第5号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	市議会議員の区分で1名の欠員が生じたため	—	投票
発議案第4号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について	森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める意見書	—	可決(賛成全員)
発議案第5号	小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書の提出について	2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、早期に指導の概要を明らかにし、自治体間の格差を是正するための財政措置を行い、民間の人材を積極的に活用するなど、弾力的な人材配置を認めることを政府に求める意見書	—	可決(賛成全員)
発議案第6号	議員派遣の件	文教厚生委員会及び産業建設委員会所属議員の行政視察に議員派遣する。	—	可決(賛成全員)
同 第17号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	桜井市大字粟殿 畔岡良民氏	—	同意(賛成全員)
同 第18号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	桜井市大字外山 高岸正光氏	—	同意(賛成全員)
諮 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	桜井市大字戒重 西岡良文氏	—	承認(賛成全員)
諮 第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	桜井市大字戒重 浦前正巳氏	—	承認(賛成全員)
諮 第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	桜井市大字三輪 榮嶋勇次氏	—	承認(賛成全員)
諮 第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	桜井市大字笠 中森志保子氏	—	承認(賛成全員)

総務委員会の付託案件

平成29年9月13日の本会議で、総務委員会に付託された案件の主な審議内容です。

● 議案第38号平成29年度桜井市一般会計補正予算(第2号)

質問の要旨	答弁の要旨
新設された非常用自家発電機は、非常時において、電源をどれほど賄えるのか。	軽油タンク980Lを使用し、50KVのもので、72時間、3日間賄うことができる。
災害時相互援助協定を締結するにあたり、なぜ宇土市が選ばれたのか。	宇土市は、熊本地震の災害経験をもち、学べるものが多いと判断した。
桜井学童保育所の開設に伴い、飛鳥学院学童保育所から引き続き入所を希望する児童はどれほどか。今後、利用者が増えた場合の対応はどうか。	継続希望者は40名程度である。今後も利用者の増加が考えられることから、指導員を増加し、対応していきたい。
条例では、学童保育所への入所対象者は、小学6年生としているが、3年生までで入所定員に達している学童保育所が多いと聞く。6年生まで入所できるよう整備が必要ではないか。	
纏向古墳群公有化事業について、面積と買収価格はどれほどになるのか。	買収予定面積は876㎡。 買収価格は、1,800万円程度である。
「我が事・丸ごと」という地域づくり推進事業を実施するにあたり、実施期間と場所、ならびに相談員の配置について、どのように考えるか。また、資格についてはどうか。	平成29年11月から平成30年まで、実施し、本庁2階の「くらしとしごと支援センター」内に社会福祉士の資格を有する相談員を2名配置する。

<p>本市の各部署で同じような相談窓口が増えて いるだけで、市民が混乱しないか。各事業内 容にどのような差があるのか。相談窓口を一 本化し、土日や夜間でも対応できるなど、内 容を充実させてはどうか。</p>	<p>くらしとしごと支援センターでは、生活困窮 に対する相談を行い、地域福祉相談員は、地 域において相談できる体制をとるものであ る。「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事 業においては、制度の狭間で苦慮されている 方々をカバーし、様々な機関に繋げたいと考 えるが、国から推奨される多様な制度につ いては継続性を含め、慎重に選択していくこ とも必要であると考えている。</p>
<p>相談窓口が拡充されることは望ましいが、モ デル事業という理由から、短期で終了し、後々 相談者が行き場をなくすことがないよう十分 な対応を願う。(要望)</p>	

産業建設委員会の付託案件

平成29年9月13日の本会議で、産業建設委員会に付託された案件の主な審議内容です。

● 議案第44号から議案第50号までの市道路線の認定について

※審査に先立ち、3箇所を現場確認し、残りの4箇所については、理事者側より写真による説明を受け、審査しました。

質問の要旨	答弁の要旨
粟殿地内24号線において、私有地法面と私有地道路の境界部分で道路や法面が自然災害等により破損した場合、復旧の責任はどちらが負うのか。その過失割合はどうか。	被災場所が私有地であれば、開発業者に復旧していただく。開発区域内の道路管理については、区域内の8割で、家が建築されるまでは、開発業者によるものである。
阿部地内1号線において、回転道路の必要性はどうか。	阿部地内1号線は、路線延長21.93mであり、開発基準の奥行き延長35mに達していないため、回転広場を設置していない。
アスファルトの厚みの基準と確認方法は。	厚みについては、路体のCBR試験で3以上の強度が必要と、事前協議書に明記されている。確認は竣工検査時の検査写真をもとに行っている。
開発途中の市道において、重機等の使用により、道路が破損した場合の対応はどうか。また、一般道路の場合はどうか。	桜井市開発指導要綱に基づく、協議決定事項として、開発区域内では、桜井市名義になった後2年間、もしくは建造物群が8割完成するまでは、開発業者が責任・管理瑕疵を負うとなっている。また、隣接する一般道路の瑕疵責任については、市が現場確認を行い、原因が開発業者に帰属することが明らかであれば、指導を行う。

● 議案第52号 工事請負契約の締結について

質問の要旨	答弁の要旨
入札結果に無効と明記されている理由は何か。	企業体の法人名に誤記があったため。
コンサルタント業務の一時入札の結果、最優秀交渉権者とされた業者が、その後の公表結果で他の業者にかわったのはなぜか。	当初の見積もりと最終交渉時の見積もり項目において、施工管理等の額に乖離があり、是正を求めたが、改善されなかったため、次点業者が繰り上がった。
解体工事を請け負うにあたり、どのような資格が必要か。	ダイオキシンやアスベストのばく露防止対策を法令に基づき遵守し、安全衛生管理体制に知識や経験を有する者を常時、解体作業現場に配置することを資格要件とした。
入札参加条件を満たした業者の中に、設計・見積もりを行った業者は含まれているのか。	地元業者の中に、炉の解体実績があるものはいなかったため、コンサル業者の実績から導き出した。
入札時には、暴力団関係者であるか否かの確認を行っているか。また、事実確認された場合の対応はどうか。	市内業者については、2年に1回、入札参加申請時に調査している。市外業者で暴力団関係者と認められた場合は、行政処分の対応になると考える。
入札条件に、有害物質の取り扱い実績も明記する必要があったのではないか。	発注仕様書において、資格要件を知識、経験を有する者を常時解体作業現場に配置するとしている。
旧焼却施設付近には通学路がある。解体工事に伴うアスベストの拡散に注意する必要があるが、対策は万全か。	解体時には、旧焼却施設に覆いを施し、覆われた部分の中の空気を抜き、フィルターを通して、ダイオキシンやアスベストが拡散しないよう対策をとる。工事車両の出入りについては、警備員を配置し、交通事故等がないよう万全を期す。
アスベスト等の飛散防止対策も必要であるが、汚水対策はどうか。	排水については、排水処理設備により、フィルターや薬品を用い、処理する。処理用として使用した洗浄水で、安全性が確認されたものは、再び洗浄水として使用する。洗浄排水は最終的に汚泥として残るが、検体を採取し、分析後、分析結果に応じた処理方法で適切に処分する。

<p>汚水は、地中に浸透するため、早期に有害かどうかの調査結果を得られないため、安全面で不安である。工事による周辺への環境影響調査を常時行い、結果等を随時告知するなど対応が必要ではないか。</p>	<p>排水は基準に基づき、適性に処理する。周辺の環境調査は、工事中、常時行い、結果をホームページや工事現場の掲示板などで公表したい。</p>
<p>旧焼却施設は使用中止後、15年経過しているが、その間にもダイオキシン等が少なからず拡散していることも予想される。環境アセスメント対応はどうか。</p>	<p>工事発注前に実施した、境界付近の有害物質の測定結果においては、大気中・土壌ともに、基準値以内であった。</p>
<p>旧焼却施設が中止となり、15年経過することから、劣化に伴い、解体作業は危険である。また、アスベストやダイオキシンなどの有害物質を処理するため、非常に高度な技術も必要と考える。今回の業者選定における技術評価点とはどのようなものか。</p>	<p>アスベストやダイオキシンの飛散防止対策について、品質・安全・施工管理等の観点から技術提案を求め、評価点とした。</p>
<p>旧焼却施設敷地内にある既存アスファルト道路は、なぜ残すのか。また、土壌汚染対策として掘削し、入れ替える土はどれほどか。</p>	<p>施設内の坂道となっている道路については、山側から水が出ている状態であり、路面の洗掘防止のため、このまま残していきたい。50cm掘削し、良質土で埋め戻す考えである。</p>
<p>解体現場において、予期せぬ事態が発生した場合の処理費用は、だれが負うのか。</p>	<p>提案書の提出時に、双方協議を行うことを確認している。</p>
<p>有害物質の分析は、工事前、工事中、工事後と実施すべきであるが、モニタリングの計画はあるのか。</p>	<p>工期は1年半と考える。工事期間中は分析を行う。</p>
<p>旧焼却施設等の解体工事内容の地元説明会はいつ頃、開くのか。</p>	<p>議会で議決をいただいた後、早急に地元と調整し、6カ大字に対し、工事の概要等の説明会を開きたい。</p>
<p>2020年東京オリンピックの開催に伴い、資材や人件費の高騰、技術者の不足が懸念される。その点も含め、契約を行ったか。</p>	<p>東京オリンピックを見据え、資材、人件費の高騰や技術者の不足について、性能発注の請負契約の中で対応するよう、コンサル業者に指示している。</p>
<p>財政状況が苦しい中、解体工事にかかる財源はどのように確保するのか。</p>	<p>9割が起債で、残りは一般財源となるが、除却債も財源活用できるよう研究していきたい</p>

<p>産廃資産が発生した場合は、どうなるのか。</p>	<p>コンクリートがらなど、再利用できるものは、再利用するよう業者に指導を行っている。</p>
<p>一般公共事業の総合評価落札方式では、項目ごとの情報開示は行われていないが、今後、開示する考えはないか。</p>	<p>各業者に、自社の項目ごとの点数・結果は郵送しているが、他の業者のものは開示していない。今後どのようにするか、検討したい。</p>
<p>技術者は現場管理において、重要である。現場を預かる技術職員に不足はないか。</p>	<p>現場を管理監督する技術職は、職員採用においても、応募が少ない状況にある。安全管理第一の観点からも、継続して技術職職員の確保をしていきたい。</p>
<p>旧焼却施設の解体工事に伴う、ダイオキシンやアスベストの拡散は大きな問題である。落札業者に対し、国の基準を遵守するよう指導を願う。(要望)</p>	
<p>地元に対し、早急に説明会を開くなど対応を願う。(要望)</p>	
<p>入札時には、施工実績等の条件整備に細心の注意を払うよう願う。(要望)</p>	
<p>現場の安全管理は、最重要課題である。現場の環境も踏まえ、住民に不安を与えることの無いよう願う。(要望)</p>	
<p>現場での安全管理は、業者の管理技術者、交通安全には警備員を配置し、事故の無いよう万全を期してほしい。(要望)</p>	
<p>財政状況が苦しい中、財源の確保は喫緊の課題である。国の交付金を利用するなど、努力願う。(要望)</p>	

決算特別委員会の付託案件

平成29年9月13日の本会議で、決算特別委員会に付託された案件の主な審議内容です。

● 認第1号 平成28年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について

市政全般について

質問の要旨	答弁の要旨
纏向地区のまちづくりの進捗状況及び纏向遺跡におけるガイダンス施設の整備はどうか。	平成28年度に、便益施設を建設した。平成32年度までに、ガイダンス施設として、纏向遺跡などを学習できるコーナーや、遺跡や遺構を保存し、遺跡に興味をもっていただけるよう施設の整備を図りたい。
纏向遺跡や大型建物跡の列柱や整備において、ファンドを活用すると聞くがどうか。遺跡を保存整備するにあたり、杭の打ち方ひとつにも細心の注意が必要と考えるが、関係機関との協議は万全か。	ファンドについては現在、検討中である。ガイダンス施設等の建設時には、出土した遺構の合間を縫う形で杭を打つなど、細心の注意を払い、遺構を破壊せぬよう設計業者や文化庁等、関連機関と協議を進めたい。
ふるさと納税を全面リニューアルしたが、どのように活用する考えか。	今回、議案提出している卑弥呼の里・桜井ふるさと基金条例の一部改正の議決をいただければ、まちづくりにも使っていきたい。
非常に財政が厳しい中、委託料が多い。精査し、見直す必要があると考えるがどうか。	財政状況を考慮し、委託料の内容を精査し、改良するべきものは、改良していきたい。

歳 出

総 務 費

マイナンバー制度が施行されてから、これまで通知カードが届かなかった世帯数、個人カードの申請者数、交付者数はどれほどか。	8月末現在で、宛所なしが203件。保管期間の経過が338件。受け取り拒否が14件あり、計555件である。個人番号カードの受付申請件数は、5,213件。発行交付枚数は、4739件である。
---	--

<p>マイナンバーカードの交付にあたり、システムや申請時における個人情報のセキュリティ対策は万全か。</p>	<p>通信データは、暗号化され、証明書交付センターや地方公共団体情報システム機構、コンビニのマルチコピー機においても、保持されることはない。申請時、交付時には顔写真のある公的機関の発行証明書の提示を求め、ない場合は、保険証や年金手帳など2点提示いただき、個人情報の漏洩防止や不正取得の防止に努めている。</p>
<p>毎回、専決処分として、職員による公用車の交通事故が報告されているが、安全対策や注意喚起はどのように行われているのか。</p>	<p>5月に2回、桜井警察署の協力を得て、安全運転講習会を開催した。参加できなかった者に対し、秋に2回目の講習会を予定している。各課での講習も検討し、実施していきたい。</p>
<p>昨年、60周年記念事業が開催されたが、費用対効果はどうであったか。次の機会に生かせるよう検証願う。</p>	<p>様々な市の行事を60周年記念事業として開催し、NHK公開番組を行うなど、参加者からは、好評の声をいただけたと考える。今後も、記念行事を開催する際には、最小の経費で最大の効果を上げられるように努めていきたい。</p>

民生費

<p>ふれあいセンター費は、教育費の社会教育費に入れるべきではないか。</p>	<p>事業の3つの柱に、市民交流、地域福祉事業、市民に対する人権啓発が盛り込まれており、人権啓発の拠点の役割も担っていることから、人権施策課が施設を管理、担当しており、民生費で計上している。</p>
<p>生活保護受給世帯数と人数、移送費支給世帯はどれほどか。</p>	<p>8月現在、保護世帯数は880世帯。受給者は28年度末で、1,144人。移送費支給世帯は、152世帯である。</p>
<p>生活保護による扶助費が、年々増加している。調査や自立支援対策は万全か。</p>	<p>調査において、職員には限界もあり、法的な面も含めて、問題点を精査するとともに、警察関係の方の協力支援をはじめ、対応について検討していきたい。</p>
<p>地域福祉相談員や、くらしとしごと支援センター等、相談窓口が多数あるが、市民にとって非常にわかりづらい。NPO法人等に一本化するなど、整理してはどうか。</p>	<p>相談窓口ごとに、相談内容の差別化を図っているが、窓口担当者の習熟度も鑑み、再度精査し、統合できる部分があれば、検討していきたい。</p>

<p>生活保護相談において、担当ケースワーカーごとの対応が、公平性を保てるようスキルアップを願う。(要望)</p>	
<p>家族や身寄りのない精神障がい者が、入院や手術を必要とするとき、第三者がその判断をするすべがなく対応に苦慮する。市がサポートできる体制の構築を願う。(要望)</p>	
<p>臨時職員の方々の戦力は、非常に貴重であり、貢献も大きい。指定管理やPFI事業が推し進められているが、雇用については、市が責任をもって対応願う。(要望)</p>	

衛生費

<p>桜井地区病院群輪番制病院負担金額及び市内における負担病院数はどれほどか。</p>	<p>本市は、済生会中和病院と山の辺病院であり、負担額は、1,364万4,570円である。</p>
<p>昨年、清掃公社にて清掃業務で利用する大型車両を購入されたが、古い車両は売却したのか。売却額はどれほどか。</p>	<p>9月末までに売却する予定であり、金額は249万7,580円である。</p>
<p>浄化槽の清掃業務を実施するには、市町村の許可が必要と聞く。本市ではどうか。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条、一般廃棄物の収集運搬業の許可を要しない者という条項があり、その第1項に市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者と定義されており、清掃公社もこの条項に該当するものと理解している。</p>
<p>環境事業業務の外部化として、民間委託が進められているが、現状はどうか。事業の推進に遅れはないか。</p>	<p>30年4月からの民営化に向け、部会も作り検証を進めている。</p>
<p>ごみ処理広域化の進捗状況を聞きたい。</p>	<p>昨年11月に知事を顧問として、本市と宇陀市、曾爾村、御杖村の2市2村で協議会を立ち上げていただいたところである。</p>

労使協定など、厳しい問題もあるが、確実な実行を願う。(要望)	
環境フェアは、市民が身近に環境問題に触れる機会に費用対効果も大きい事業であるにも関わらず、隔年で事業規模が違う。見直す考えはないか。	財源の問題もあり、イベント経費については隔年で事業規模を変えてきた経緯もあるが、今後は費用対効果などあらゆる面から検討し、予算に反映させていきたい。
旧焼却施設等の解体工事は非常に危険を伴うものである。安全面での対応策はどうか。	労働者や作業員の安全が第一であり、労働基準法に基づく事業の実施はもちろんのことであるが、現場での管理・監督という観点から、市としても技術職員の確保ならびに人材育成を早急に進めたい。
現場を預かる技術職員が足りないと感じる。人材の育成、採用等、喫緊の課題として取り組んでほしい。(要望)	
オーベルジュ・ド・プレザンスで開催された、地元食材を使った親子で学ぶ教室が好評であったと聞く。開催日・参加人数・広報・市民の感想を聞きたい。また、今後も継続して取り組むことを願う。	対象が小学生であったため、小学校にはチラシを配布し、広報わかざくらやホームページで募集を行った。昨年、7月に2回、8月に2回、12月に1回、計5回実施し、228名の参加があった。好評であったことから、引き続き取り組んでいきたいと考える。

農林業費

芝の農園や高家の圃場などで、加工販売等の6次産業化の取り組みがなされているが、内容と実績はどうか。	6次産業化に向けた、「歴史と里山資源を活かした地域づくり事業」ということで、28年度には、以下の5つの取り組みを行った。 ①穴師のみかんポン酢（現在、作成段階）②高家圃場のワイン用ぶどうジュース③ワイン用ぶどうソース（葛城市の道の駅で販売）④芝の農園の巨峰ジュース（まほろばキッチンで販売）⑤吉隠の吉隠米（今後、販売予定）
池之内圃場整備の現状はどうか。	若干、遅れているが、9月9日に、最終の会議となる換地権利者会議を完了した。今後のスケジュールは、県知事の換地計画の承認を得て、法務局による審査となる。平行して地元には法人化の手続きを進めていただき、遅くとも今年度中に換地を完了したい。

<p>県の森林環境税をつかった施業放置林整備事業委託料の事業内容はどうか。</p>	<p>県の森林環境税を活用させていただき、市内の山林の間伐等を行っている。</p>
---	---

商 工 費

<p>中和幹線における企業誘致について、昨年、イオンが事実上撤退し、地権者代表者会議も解散されたと聞くが、その後の取り組みはどうか。</p>	<p>今年の4月に地権者代表者会議も解散されている。その後、地元の代表者である区長のほうに、事業者から接触があったということであるが、交渉までには至ってないと聞いている。</p>
<p>企業誘致予定地は、開発規模を変更することなく誘致を進め、市は地元や企業との連携、状況把握に努め、企業誘致の早期実現を願う。(要望)</p>	
<p>エルト桜井リニューアル時には、二輪車対策や駐輪場整備はどのような考えか。旧まねき屋の商品搬入ピットを駐輪場として使用してはどうか。</p>	<p>駐輪の禁止区域にあたることから、利用者の方には、ルールを守っていただけるよう注意喚起をするとともに、敷地内の駐輪スペースや市営、ならびに民間の駐輪場をご利用いただけるよう案内に努める。まねき屋の搬入ピット等については、桜井都市開発公社と協議し、活用できるかを含め、検討していきたい。</p>
<p>エルト桜井リニューアル事業は、駅前事業ということもあり、賑わいを創出できる整備を願う。(要望)</p>	

土 木 費

<p>桜井市のみならず突発的な集中豪雨などによる自然災害が発生している。被害を最小限に抑えるためにも、日頃からの安全対策が必要と考える。水路等のチェック体制はできているか。</p>	<p>今回の集中豪雨による被害の状況と原因は、現在、分析中である。日頃から地元へ協力を願うところと、行政で早急に対応しなければならないところを精査し、改善に向け検討していきたい。</p>
--	---

教 育 費

<p>桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会において、遺跡の保存管理は纏向遺跡古墳群全域を対象とすると述べている。古墳群保存活用計画書にある長期・短期計画の中で、どのように整備する考えか。</p>	<p>遺跡そのものが広大であることから、大きく4期に分け、整備事業の推進を図りたい。1期を短期的な計画として、旧纏向小学校跡地の整備事業。第2期が中期的な計画と位置づけ、辻の大型建物が見つかった場所に一部、木製の列柱を立てるなどの整備。第3期を長期と位置づけ、石塚・勝山古墳のような3世紀代の古墳整備。4期も長期計画と位置づけ。纏向遺跡の中でも、王の宮殿が眠ると考えられる巻野内の山手、相撲神社の西側一体を長期的な範囲確認調査を経て、整備計画を考えていきたい。</p>
<p>太田地区は、纏向遺跡活用センターエリアとして、重要な地区である。史跡公園として整備が必要と考えるがどうか。</p>	<p>33年の春には、ガイダンス施設のオープンを目指したい。35年の春には、史跡公園全体の完全なオープンを計画している。</p>
<p>箸墓古墳隣接地の周濠エリアは土地所有者の理解、協力のもと、国の史跡指定にむけた申請を行うと聞くが、進捗状況はどうか。</p>	<p>計画では、29年度と30年度の2カ年で買収事業を行う。文化庁との協議の中で、改めて箸墓周辺の管理や保存計画を練り直すよう指導を受けており、改めて箸墓古墳の保存管理計画、保存活用計画を策定するとともに、地元の意見も聞きながら、県や国の指導をいただき、整備を進めていきたい。</p>
<p>新しい学習指導要領は、平成32年度からであるが、学校現場において、パソコンの整備状況はどうか。</p>	<p>32年度からの新しい学習指導要領のスタートに向け、全ての小中学校で各クラスごとではあるが、1人に1台整備できるよう、今年度も進めている。</p>
<p>監視カメラの設置は、犯罪等の防止につながるものとする。学校現場のセキュリティ体制は万全か。</p>	<p>監視カメラの抑止力は非常に有効と考えており、今後も強化していきたい。</p>
<p>食育は、子どもたちにとって、非常に大切である。学校給食は季節感を感じられる旬の食材で賄われているか。</p>	<p>できる限り、旬の物を旬のときに出すよう献立を組み、出している。</p>

<p>食材の品質や管理、調達等はマーケットリサーチが有効と考える。問題が起きぬようルール化はされているか。</p>	<p>本市では学校給食センターで、1度に5,000食を調理することから、一括で入れし、大量に仕入れられるところとしている。食品の安全性の問題はもちろんのこと、地産については、生産者との契約を含め、研究をしていきたい。</p>
<p>地元農業の活性化にむけ、地産地消やブランド力の向上に向けた新しい取り組みを願う。 (要望)</p>	
<p>給食センターをはじめとした臨時職員の方々は、非常に貴重な戦力であり、貢献度は大きい。市として、責任をもった雇用確保を願う。(要望)</p>	
<p>PFIアドバイザー業務、PFIモニタリング業務の事業内容はどうか。</p>	<p>学校給食センター建設における、PFI事業立ち上げまでの補助をアドバイザー業務委託し、立ち上げ後は、モニタリング業務を通して、きちんと手続きどおり行われているかチェックを行っている。</p>
<p>業務委託において、予期せぬ事故など発生した場合の責任は、市又は企業のどちらが負うのか。</p>	<p>いかなる事故であっても、市は発注元としての責任を負うことになると思う。しっかりと使用書を交わすことにより、確かな業者を選定していきたい。</p>
<p>学校規模の適正化検討委員会が立ち上げられているが、校区編成や校区変更の進捗状況はどうか。</p>	<p>今年度より、学校規模の適正化検討委員会を立ち上げ、子どもたちの数が減少している地域や学校と、子どもたちの教育環境が最善となるよう検討を進める。10月には最終的な骨子となる基本方針を答申願い、それをもって、教育委員会議、総合教育会議で基本方針を作成し、その方針に基づき、来年度以降、具体的な計画に入っていきたい。</p>

- 認第2号 平成28年度桜井市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第3号 平成28年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第4号 平成28年度桜井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

● 認第5号 平成28年度桜井市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

質問の要旨	答弁の要旨
桜井駅北口にホテルが誘致されたが、隣接する桜井駅北口駐車場をホテルの駐車場として利用する予定はあるか。駐車場事業特別会計に影響はないか。	ホテル誘致に伴う、駐車場料金については、現在のところ決まっていない。

● 認第6号 平成28年度桜井市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第7号 平成28年度桜井市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第8号 平成28年度桜井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

メモ



平成29年度

日時 平成29年11月18日(土)午後2時00分から

* 本会議、常任委員会及び特別委員会、の会議録は、

桜井市ホームページ ➡ 組織から探す ➡ 議会事務局 ➡ 会議録検索

をクリックするとご覧になれます。

【会議録検索システムアドレス】 <http://asp.db-search.com/sakurai-c/dsweb.cgi/>

* また、桜井市役所 3階 情報公開コーナーでも閲覧できます。